

防災だより 特別号

令和7年 1月 17日
大府市発達支援センターみのり

個別避難計画って知っていますか？

個別避難計画とは、災害時の避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)について、あらかじめ避難先や、避難支援者を決めておく計画のことです。



個別避難計画 Q&A

どんな人が作るの？

「大府市避難行動要支援者名簿」に登録されている人の中で、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に居住している方、もしくは作成を希望される方が対象です。

※※「大府市避難行動要支援者名簿」とは…

日常的に、自分ひとりで移動したり、情報を得たりすることが難しく、災害発生時、避難のために何らかの手助けが必要となる方(避難行動要支援者)の情報を一覧にしたものです。要介護認定が3~5の方、要介護認定1~2の条件付きの方、身体障害者手帳(種別により1級から3級)をお持ちの方、療育手帳 A 判定をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳 1級をお持ちの方が対象となり、名簿に自動的に名前が記載されています。

計画は絶対に作らないといけないの？

義務化されているものではありませんが、非常時に備え、作成されることが望ましいものです。

作ったら、実際にどう活用されるの？

避難支援等関係者(消防・警察・民生委員・自主防災組織)に情報が提供されます。個別避難計画は年に1回見直され、その都度避難支援等関係者に情報が提供されます。

どうやって作るの？

大府市の HP に書式が掲載されていますが、このおたよりとともに、個別避難計画の見本をお渡します。お時間がある時に記入しておく、いざという時に役に立つのではないのでしょうか。

(実際に活用できるようにするには、地域福祉課<市役所1階7番窓口>に提出する必要があります)

※大府市 HP より抜粋・引用しております。より詳しい情報が知りたい方は大府市 HP をご覧ください。



昨年1月の能登半島地震から1年が経過しました。

私たちが住んでいる地域でも、いつ大規模な地震が起きてもおかしくありません。頭では分かっている、行動に移せていない…という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。このおたよりがきっかけになれば、と願っています。

個別避難計画について、何か分からないことや詳しく知りたいことなどがございましたら、みのりの職員にお尋ねください。

